

介護保険住宅改修 利用の手引き

令和8年3月版

千歳市役所高齢者支援課介護保険係

1. はじめに

介護保険住宅改修とは、介護を必要とする方が住み慣れた自宅で安全に生活できるように、生活の動線上にある障害を取り除くための小規模な改修を行った場合、申請により介護保険の給付を受けられる制度です。

(介護保険法施行規則第74条)

居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(平成10年8月24日 第14回医療保険福祉審議会 「住宅改修の範囲の考え方について」)

2 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

(1) 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

(2) 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

2. 住宅改修を申請できる対象者

千歳市において介護保険の要介護又は要支援の認定を受けており、居宅で生活をしている方が対象となります。

緊急を要する場合に限り、認定申請中でも事前申請が可能ですが、認定結果が非該当となった場合は全額自己負担となります。

【対象外の例】 ・ロングショートステイなどの利用で自宅以外の生活が常態化している方

・介護保険施設入所中や病院に入院中の方

※退所・退院が決定しており、居宅での生活を送るための準備として住宅改修が必要な場合は事前申請が可能です。ただし、退所・退院ができず、居宅での生活に戻れなかった場合は全額自己負担になります。

3. 住宅改修の対象住宅

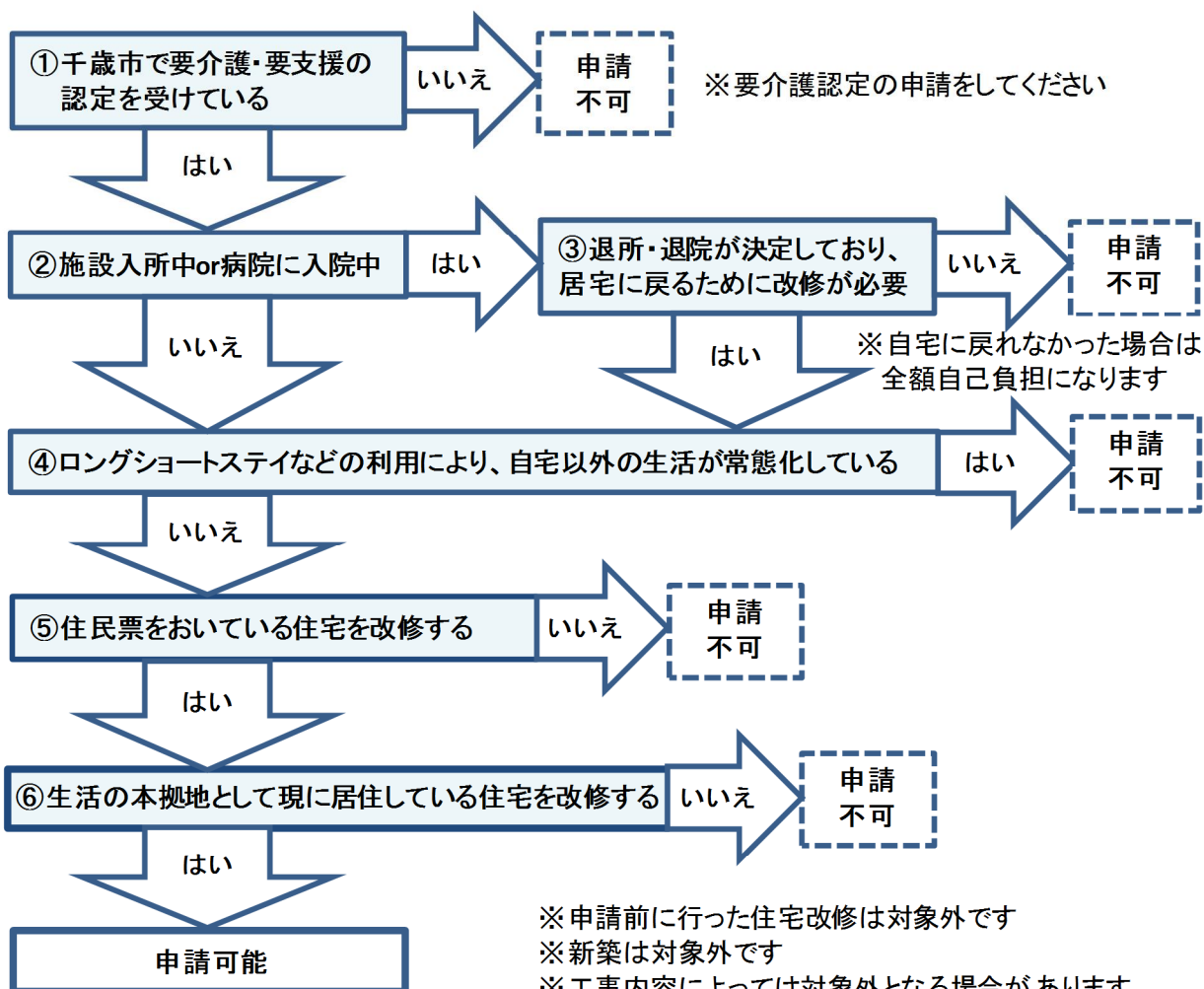
住民票のある住宅かつ現に居住する住宅が対象です。

【対象外の例】 ・住民票をおいていない子供等の住宅

・これから新たに建てる住宅

・一時的に滞在する住宅

☆住宅改修対象判断簡易フローチャート☆



※申請前に行った住宅改修は対象外です
 ※新築は対象外です
 ※工事内容によっては対象外となる場合があります
 ※老朽化を理由とする工事は対象外です

【対象となる住宅改修の種類】

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤に付帯して必要となる住宅改修

4. 対象となる住宅改修の種類

① 手すりの取り付け

転倒の予防や移動・移乗の円滑化を目的として、廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に手すりを設置する工事です。

【参考事例】

支給対象（例）	支給対象外（例）
<ul style="list-style-type: none">・屋内の手すりの設置（廊下、トイレ等）・屋外の手すりの設置（玄関、ポーチ、玄関から道路までの通路等）・被保険者の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置を変更する工事・被保険者の身体状況の変化に伴い、既存の手すりを撤去して新しい手すりを設置する工事	<ul style="list-style-type: none">・取付工事を伴わない手すりの設置・老朽化による手すりの取り替え・敷地外の手すりの設置・「日常生活上必要なもの(p21参照)」の範囲外になる手すりの設置・扉や家屋に固定されていない家具に手すりを設置する工事・手すりの機能外の部分・転落防止を目的とした手すりの設置
※付帯工事	
<ul style="list-style-type: none">・手すりの取付けのための壁の下地補強	

【よくある質問】

（1）玄関から道路までの手すりの設置は対象となりますか。

対象となります。ただし、敷地外への設置は対象外です。

（2）円形型など握る手すりのほか、上部平坦型（棚上のもの）は対象となりますか。

対象となります。被保険者の身体状況に応じた手すりを選択してください。

（3）既存の手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は対象となりますか。

老朽化を理由とする場合は対象外です。身体状況の変化を理由とする場合は対象となります。

(4) 洗濯物を干すために屋外に手すりを設置する工事は対象となりますか。

住宅改修は「日常生活上必要なもの」が対象です。

洗濯物を干す行為は「日常生活上、必要なもの」の範囲にあたるため対象です。

(5) 庭の手入れや趣味で利用しているアトリエへの移動や、仏壇へ線香をあげるための仏間への移動のために手すりを設置する工事は対象となりますか。

住宅改修は「日常生活上必要なもの」が対象です。

質問内容については、「日常生活上必要なもの」の範囲外にあたるため、対象外となります。

(6) 裏口に手すりを設置する工事は対象となりますか。

原則対象外です。

裏口からではないと外出できないなどの理由がある場合は、対象となります。

(7) 自宅に併設している店舗へ移動するための手すりを設置する工事は対象となりますか。

「日常生活上必要なもの」の範囲外にあたるため対象外です。

ただし、店舗部分を通らなければ外出できないなどの理由がある場合は、その場合に限り対象となります。

(8) 他の機能が付属した手すりは対象となりますか。

(例：棚やトイレトペーパーホルダーの取り付け部分と一体型のもの)

手すり部分のみが対象となります。他の機能と手すり部分の金額を按分して見積書を作成してください。按分できない場合は対象外です。

(9) 階段の両側に手すりを設置する工事は対象となりますか。

階段の手すりは、原則片側のみ対象となります。

ただし、身体状況等の理由があれば、両側に手すりを設置する工事も対象となります。

(10) 既存の手すりの位置だけを変更する工事は対象となりますか。

身体状況の変化に伴う位置変更の工事の場合、取付費用のみが対象となります。

(11) 転落防止の柵として手すりを設置する工事は対象となりますか。

対象外です。

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消する工事です。

【参考事例】

支給対象（例）	支給対象外（例）
<ul style="list-style-type: none">・各室間の段差を低く（撤去）する工事・玄関から道路までの段差を低く（撤去）する工事・スロープや踏み台を固定設置する工事・浴室の床のかさ上げ工事・浴槽をまたぎやすい低いものに取り替える工事・砂利道の舗装工事 <p>※付帯工事</p> <ul style="list-style-type: none">・浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事・敷居の撤去等を行った際の既存扉の継ぎ足し工事	<ul style="list-style-type: none">・スロープ等を固定せず設置する工事（福祉用具に該当します）・浴室内すのこを設置する工事（福祉用具に該当します）・昇降機、リフト、段差解消機等、動力により床段差を解消する機器を設置する工事・床下収納を埋める工事・浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事・廊下、居室全体のかさ上げ工事

【よくある質問】

（１）玄関から道路までのスロープの固定設置やコンクリート舗装は対象となりますか。

対象となります。

（２）玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は対象となりますか

対象となります。

(3) 自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えは対象になりますか。

対象となります。

浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱います。

(4) 居室から屋外に出るため、玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となりますか。また、道路までの通路にスロープを設置する工事は対象となりますか。

対象となります。

ただし、玄関ではない場所(掃き出し窓など)から出入りしなければならない明確な理由が必要です。

(5) スロープの幅に規定はありますか。

スロープの幅は一律には定めていませんが、歩行ならば90cm、車椅子ならば120cmが一般的です。なお、介護保険の対象は、被保険者が日常動作のために必要な範囲のみとなるため、必要と認められる範囲外は自己負担となります。

(6) 床段差を解消するために浴室用にすのこを制作し、設置する場合は対象となりますか。

対象外です。

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具に該当するため、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象です。

(7) 外階段の踏み面が狭く踏み外す可能性があるため、蹴上げの高さは変えずに踏み面を広げて、階段の角を緩やかにする工事は対象となりますか。

対象外です。

蹴上げの高さが変わらないことから、段差解消の工事に該当しません。

（８）脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ工事を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事は対象となりますか。

- ① 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった場合の水栓の蛇口の位置の変更
- ② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事
- ③ 上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替工事

対象となります。

（９）上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を２段にしたりする工事は対象となりますか。

持ち運びが容易でない式台は対象となります。

上がり框の段差を２段にしたりする工事は対象となります。

③ 滑り防止及び移動の円滑等のための床又は通路面の材料の変更

滑り防止及び移動の円滑化等を目的として、居室においては畳敷から板製床材やビニール系床材等へ変更、浴室においては床材を滑りにくいものへ変更、通路面においては滑りにくい舗装材へ変更する工事です。

【参考事例】

支給対象（例）	支給対象外（例）
<ul style="list-style-type: none">・居室を畳敷から板製床材やビニール系床材等へ変更する工事・階段に滑り止めカーペットを取り付ける工事・屋外通路を滑りにくい舗装材へ変更する工事・浴室を滑りにくい床材へ変更する工事・滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝を付けるなど) <p>※付帯工事</p> <ul style="list-style-type: none">・床材変更のための下地補強や根太補強・通路面素材変更のための路盤整備	<ul style="list-style-type: none">・老朽化による床材の変更・滑り止めマットや素材を固定せず置くだけの工事

【よくある質問】

(1) 滑り防止のためにノンスリップを付けたリカーペットを取り付ける工事は対象となりますか。

対象となります。

ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意してください。

(2) 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として対象となりますか。

例えば、砂利道のコンクリート舗装、アスファルト舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として対象となります。

(3) 滑り止めの幅に規定はありますか。

規定はありませんが、必要とされる場所に滑り止めを設置してください。

(4) 転んだ時の衝撃を減らし、歩行器を使いやすくするために床材を畳からクッションフロアに変更する工事は対象となりますか。

転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待される場合、対象となります。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替える等の工事です。扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます

【参考事例】

支給対象（例）	支給対象外（例）
<ul style="list-style-type: none">・開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事・ドアノブの変更・開き戸の左右を変更する工事・戸車、レールの設置・重い扉から軽い扉へ取り替える工事	<ul style="list-style-type: none">・怪我の防止を目的とした扉の取替え工事 （例：破損による怪我を防止するためにガラス戸を取り替える工事）・老朽化による扉の取替え工事・自動ドアの動力部分の設置・扉の新設
<p>※付帯工事</p> <ul style="list-style-type: none">・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事	

【よくある質問】

（１）既存の引き戸が重く開閉が容易ではないため、新しい引き戸に取り替える工事は対象となりますか。

対象となります。

ただし、老朽化を理由とする場合は対象外です。

（２）扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となりますか。

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして対象となります。例えば、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

（３）トイレの扉交換を行うが、引き戸にするためにはトイレ自体が狭いので、壁を壊してトイレを拡張する工事は付帯工事の対象になりますか。

トイレの拡張工事は付帯工事の域を超えているため、対象外です。

(4) 鍵付きのドアノブに交換する工事は対象となりますか。

鍵を取り付けることのみを目的としてドアノブを交換する場合は、対象外です。ただし、本人の身体状況に適したドアノブに交換する場合、トイレ、浴室、玄関等内鍵を付けることが一般的な箇所については、鍵付きドアノブ等への交換は支給対象となります。

(5) 緊急時に備えて押し戸に取り替える工事は対象になりますか。

日常生活動作における必要性が認められる改修のみが対象となるので利便性や緊急時の備えを目的とする場合は対象外です。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

排せつ動作の円滑化を目的として行う便器の取替え工事です。

【参考事例】

支給対象（例）	支給対象外（例）
<ul style="list-style-type: none">・和式便器を洋式便器に取り替える工事・洋式便器の向きを変える工事（身体状況によっては対象となります）・便座のかさ上げ工事・便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事 <p>※付帯工事</p> <ul style="list-style-type: none">・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）・便器の取り替えに伴う床材の変更	<ul style="list-style-type: none">・腰掛便座を設置する工事（福祉用具に該当します）・既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替える工事・洗浄機能をつけることを目的として便器または便座を取り替える工事

【よくある質問】

（１）和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは対象となりますか。

商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合は対象となります。

洗浄機能等のための電源工事は対象外です。

（２）リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合に、既存の洋式便器の便座の高さを高くする工事は、どのようなものが対象となりますか。

当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、次の①②は対象となります。

① 洋式便器をかさ上げする工事

② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事

5. 住宅改修の保険給付額

①支給限度額（申請できる金額）…介護保険被保険者一人あたり20万円

②保険給付額…支給限度額内で実際にかかった費用の9割から7割

- ・自己負担額1割の方→費用の9割支給
- ・自己負担額2割の方→費用の8割支給
- ・自己負担額3割の方→費用の7割支給

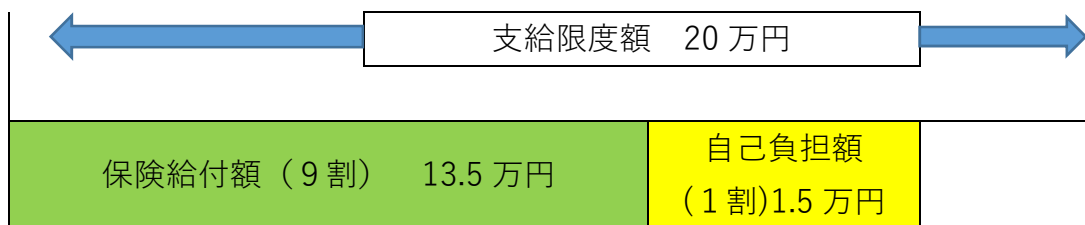
※20万円は数回に分けて利用することもできます

例) 1回目の住宅改修工事費用5万円

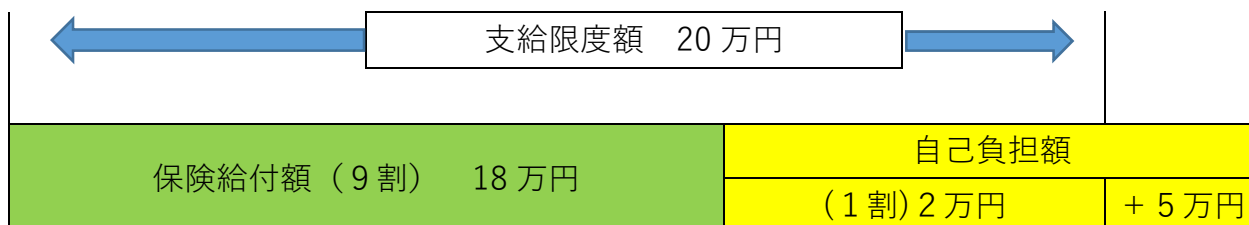
2回目の住宅改修工事費用15万円

※住宅改修費用が支給限度額20万円を越えた額については全額自己負担となります。

【例1】 自己負担1割・改修費用が15万円するとき



【例2】 自己負担1割改修費用が25万円するとき



【支給限度額の特例】（施行規則第76条、厚生省告示第39号）

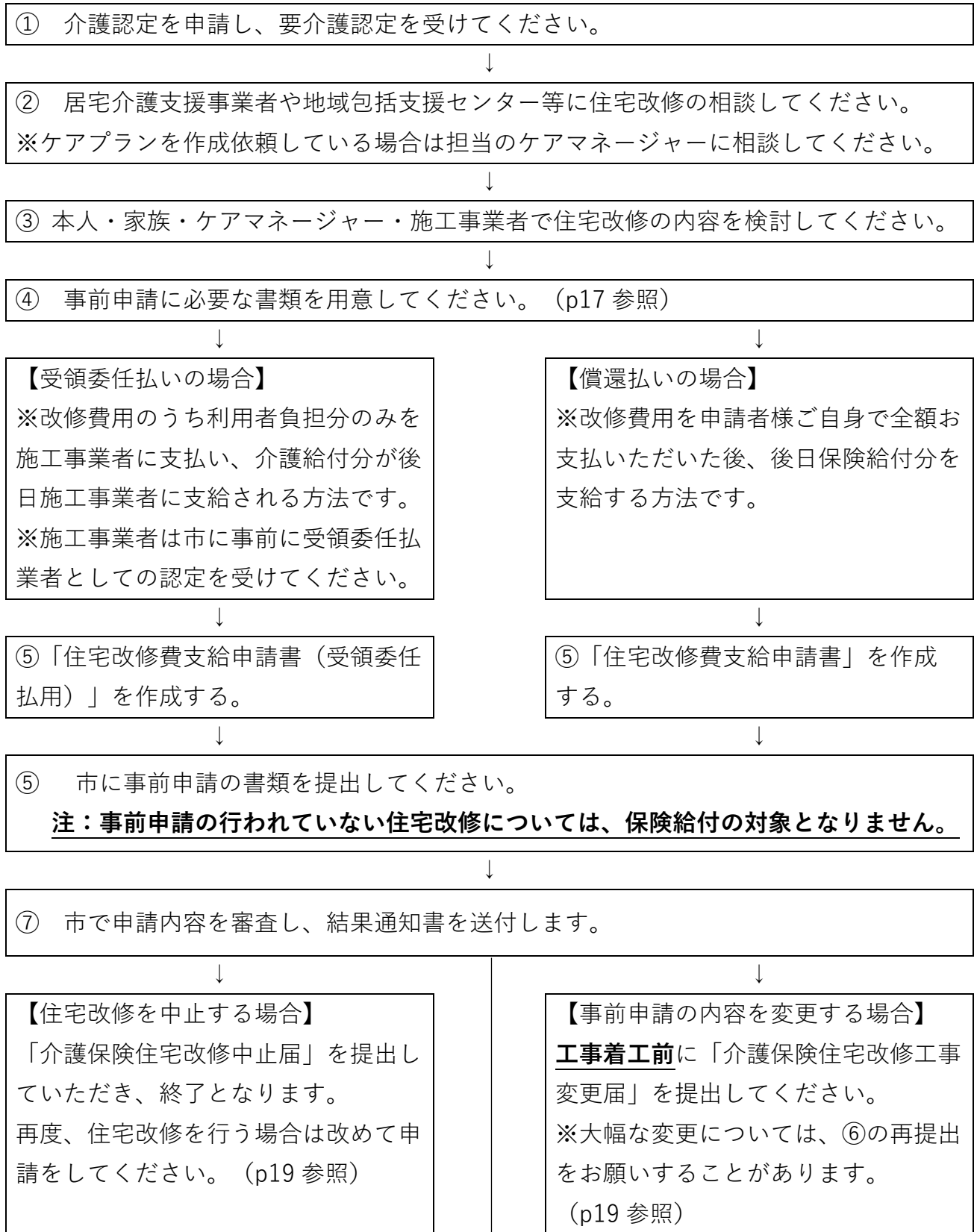
① 市内転居を行った場合、転居先の住宅で再度20万円分の改修工事ができます。

※転居先の住宅を新築する場合は介護保険対象外

② 要介護度が3段階以上上がった場合、再度20万円分の改修工事ができます。

初回の住宅改修時の認定区分		追加の住宅改修時の認定区分
要支援1	→	要介護3以上
要支援2	→	要介護4以上
要介護1		
要介護2	→	要介護5

6. 手続きの流れ



⑧ 結果通知が届きましたら、工事を開始してください。

注：事前申請の内容と異なる改修工事の場合、保険給付の対象となりません。



⑨ 施工事業者へ支払いを行い、市へ完了報告を提出してください。



⑩ 市で提出書類の内容等を審査した後、決定通知書を送付いたします。

介護給付費は決定通知書の送付から約一か月以内にお支払いいたします。

7. 事前申請（工事着工前）に必要な書類

提出書類		留意事項
1	千歳市介護保険居宅 介護(介護予防)住宅 改修費支給申請書	<p>① 支払い方法（償還・受領委任）に対応する申請書を使用してください。</p> <p>② 申請者は被保険者本人です。</p> <p>③ 償還の場合、振込口座は原則被保険者本人の口座です。本人以外の口座をご希望の場合は、受領委任払の申請書を使用し、委任者欄に本人の氏名等、受任者欄に口座名義人の氏名等を記入してください。</p>
2	千歳市介護保険居宅 介護(介護予防)住宅 改修費 内容確認書	<p>①事前内容確認の予定箇所欄に、住宅改修の種別ごとに工事数を記載してください。審査の際に実際に該当する工事数を介護保険係で記載いたしますので、該当欄には記入しないでください。</p>
3	工事費見積書	<p>① 改修箇所ごとに、工賃と材料費を適切に区分してください。</p> <p>②材料費については、材質・サイズなどの規格や数量、単価など可能な限り詳細を記載してください。また、既製品を利用する場合はカタログを添付してください。</p> <p>③住宅改修の種類を明記してください。</p> <p>④改修予定平面図を添付してください。</p> <p>※具体例は後の様式集及び記載例を参照してください。</p>
4	改修前の写真	<p>①日付入りのカラー写真。（カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して写真の中に日付を入れてください。）</p> <p>②段差の解消工事の場合は、改修前の段差の高さが明らかにわかるように撮影する。（メジャーを当てて撮影）</p> <p>③改修予定箇所のすべての写真を用意してください。 （改修予定部分の内容が分かるよう写真上で示してください。）</p>
5	住宅改修が必要な理由書	<p>①原則被保険者が契約する居宅介護支援事業所等に所属するケアマネージャーに作成を依頼してください。</p> <p>②居宅介護支援事業所等と契約していない場合は、任意の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼してください。</p>

6	本人確認書類の写し	<p>写真ありの場合：1点 例) 運転免許証、マイナンバーカードなど</p> <p>写真なしの場合：2点 例) 介護保険被保険者証、負担割合証など</p>
7	<p>居宅介護（介護予防）サービス支援計画書</p> <p>※ケアプランのない方は不要です</p>	<p>①居宅サービス計画書（第2表）の写し</p> <p>②介護予防サービス費支援計画書の写し</p>
8	<p>住宅改修の承諾書</p> <p>※住宅の所有者が本人の場合は不要です</p>	<p>①賃貸アパートや、被保険者本人以外の方（家族など）が所有する住宅の場合、所有者の承諾書が必要になります。</p> <p>②住宅の所有者が死亡している場合は、相続人になり得る方全員の承諾書が必要になります。</p> <p>③市営住宅の場合は「市営住宅模様替承認書」が必要です。</p>

8. 改修内容を変更する時に必要な書類

提出書類		留意事項
1	介護保険住宅改修 工事変更届	①申請年月日は工事着工前の日付になります。 ②被保険者本人または家族の署名が必要です。
2	工事費見積書	変更内容を反映させた書類を提出してください。
3	改修前の写真	
4	平面図	

9. 工事を中止する時に必要な書類

提出書類		留意事項
1	介護保険住宅改修 中止届	住宅改修を中止する場合（被保険者本人が入院してしまった場合など）に提出してください。

10. 工事完了後に必要な書類

提出書類		留意事項
1	千歳市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費完了報告書	<p>①着工日、完成日、改修費用を忘れずに記入してください。</p> <p>②あくまで工事完了の報告なので報告年月日は完成日の後の日付になります。また、施設入所（病院に入院）中の方で、退所（退院）後の準備のため特別に着工を認められている場合は、在宅復帰した日以降に提出してください。</p>
2	領収書	<p>① あて名は被保険者本人（フルネーム）です。</p> <p>② 原本を提出してください。</p> <p>③ 金額は被保険者の自己負担額です。</p> <p>※対象外部分を含む場合は、対象部分と対象外部分の内訳金額も記載してください。</p> <p>④住宅改修完了後の日付にしてください。事前申請の承認を受ける前に領収している場合は、対象外となります。</p>
3	改修後の写真	<p>① 日付入りのカラー写真であること。（カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して写真の中に日付を入れてください。）</p> <p>② 段差の解消工事の場合は、改修後の段差の高さが明らかにわかるように撮影する。（メジャーを当てて撮影）</p> <p>③ 改修箇所のすべての写真を用意してください。</p> <p>④ 住宅改修前・改修後を比較できる写真を添付してください。</p> <p>※同じ構図になるように写真を撮影する</p> <p>※2階へ続く階段など一枚で入りきらない場合は複数枚にわたってもよい。</p>
4	※工事費内訳書	※見積書と同じ内容である場合は不要です。

11 留意事項

(1) 住宅改修を行う理由について

単なる老朽化や器具の故障、「日常生活上必要なもの」の範囲外、介護と無関係な利便性を求めるもの、緊急時の備えを目的とする場合は対象外です。

また、日常生活とは外出・入浴・調理・洗濯などを指し、趣味・仕事などは含みません。

(2) 間取りが変わるリフォーム

間取りが変わる工事は増改築にあたるため、対象外です。

(例：壁を撤去して部屋を広げる工事、扉を新設して部屋を増やす工事等)

(3) 新築住宅の竣工日以降の工事は給付対象となるか。

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

(老企第 42 号 平成 12 年 3 月 8 日 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について)

ただし、新築住宅完成後にその住宅で生活をした上で、住宅改修の必要性が新たに生じた場合には対象となる場合があります。その際には住宅改修の理由書にその旨を明記してください。**なお、新築時に必要性が明らかであったものは対象外となります。**

(4) 介護認定申請中、入所・入院中に行う住宅改修について

① 介護認定申請中→緊急を要する場合は事前申請可能。

② 入所・入院中→退所・退院日が確定しており、居宅での生活を送るための準備として住宅改修が必要な場合は事前申請可能。

※認定結果が非該当となった場合や、退所・退院できなかった場合は全額自己負担。

(5) 事前申請後に入所・入院・死亡した場合

事前申請の結果通知が届いていた場合でも、入所・入院・死亡後に行った住宅改修については対象外となり、全額自己負担となります。工事を中止して、「介護保険住宅改修中止届」を提出してください。

(6) 住宅の所有者が本人以外の場合

賃貸アパートや、被保険者本人以外の方が所有する住宅の場合、所有者の承諾書が必要になります。住宅の所有者が死亡している場合は、相続人になり得る方全員の承諾書が必要になります。市営住宅の場合は「市営住宅模様替承認書」が必要です。

(7) 賃貸アパートの共用部分の改修費用は対象となるか

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行なうことは可能であり、対象となります。

(8) 分譲マンション共用部分の改修費用は対象となるか

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えられるが、マンションの管理規定やほかの区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。

(9) 高齢者向け住宅やグループホームの住宅改修は可能か。

高齢者に適したつくりとなっている特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則対象外です。

(10) 賃貸住宅退去時の改修費用は対象となるか

賃貸住宅退去時に、原状回復のための改修費用は対象となりません。

(11) 事前申請の内容を変更して住宅改修を行う場合

工事着工前に必ずご相談の上、「介護保険住宅改修工事変更届」と変更後の見積書・写真を提出してください。再度結果通知を発行しますので、届きましたら工事を開始してください。大幅な変更の場合は、事前申請の書類一式の再提出をお願いすることがあります。**事前申請と異なる工事内容については給付できませんので、ご注意ください。**

(12) 負担割合の基準日について

負担割合の適用基準日は領収日です。負担割合の変更に伴い、事前申請結果通知の給付額が変更となる場合があります。

(13) 生活保護受給中の方の住宅改修

住宅改修を行う場合、担当ケアマネージャーと担当ケースワーカーに事前に相談をしてください。住宅改修費の支給限度基準額については、介護保険の被保険者と同様です。

住宅改修完了後は、介護保険係に完了報告書一式を提出してください。また、担当ケースワーカーには完了報告書一式と請求書を提出してください。

(14) 65歳未満の生活保護受給中の方（みなし2号）の住宅改修

みなし2号の方は介護保険による住宅改修の給付を受けることはできません。生活保護費から支給することとなりますので、事前に担当のケースワーカーにご相談ください。

(15) 家族等が業者を介さず自ら行う住宅改修について

家族等（被保険者や家族等が営む工務店を含む）が自分で材料を購入し、自ら住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となります。

(16) 受領委任払いについて

受領委任払いの場合、施工事業者は事前に届け出を提出し、受領委任払業者としての認定を受けてください。施工事業者の住所変更等があった場合は、その都度届け出を提出してください。

(17) 見積もりについて

居宅介護（予防）サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当者様は、複数の施工事業者から見積もりを取るよう、利用者に説明するようになしてください。（平成30年7月13日 介護保険最新情報 Vol.664 参照）

(18) 見積書について

事前申請の際、添付する見積書に関して、材料費と施工費等を適切に区分してください。既製品を利用する場合はカタログを添付してください。**介護保険対象外工事が含まれている場合は、適切に按分してください。**

(19) 領収書の金額の書き方について

- ・被保険者の自己負担額を記載してください。
- ・上限額を超える場合や、対象外工事を含む場合は、内訳も記載してください。

①受領委任払いの場合

【例】 工事費用 10,000 円 自己負担額 1,000 円(負担割合 1 割)

→領収書の金額は 1,000 円

【例】 工事費用 250,000 円 自己負担額 70,000 円(負担割合 1 割 + 上限超過分)

→領収書の金額は 70,000 円

但し書きに、内保険対象部分 20,000 円と記載。

②償還払いの場合

【例】 工事費用 10,000 円 自己負担額 1,000 円(負担割合 1 割)

→領収書の金額は 1,000 円 (後日 9,000 円を申請者様へ給付)

【例】 工事費用 250,000 円 自己負担額 70,000 円(負担割合 1 割 + 上限超過分)

→領収書の金額は 250,000 円 (後日 180,000 円を申請者様へ給付)

但し書きに、内保険対象部分 200,000 円と記載

(20) 給付額と被保険者負担額の端数について

給付額と被保険者負担額（自己負担額）の 1 円未満の端数がある場合は、被保険者が負担となります。

【例】 工事費用 10,004 円（税込）の場合（被保険者 1 割負担）

給付額：10,004 円×0.9（9 割）＝9,003.6 円 ⇒9,003 円（1 円未満端数切捨て）

自己負担額：10,004 円-9,003 円＝1,001 円

(21) 領収書の日付について

住宅改修完了後の日付にしてください。事前申請の承認を受ける前に領収している場合は、対象外となります。

(22) 住宅改修費の時効について

介護保険の住宅改修の給付の時効は、領収日の翌日から2年です。忘れずに完了報告を行ってください。

(23) 被保険者が施工業者から助成金等を受けていた場合

住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきでものものであり、施工事業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されます。

なお、施工事業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様です。

12. 各種様式一覧

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 支給申請書 P 27
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 支給申請書（受領委任払い） P 28
- ・千歳市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 内容確認書 P 29
- ・住宅改修が必要な理由書 P 30～
- ・工事費見積書・内訳書・平面図・添付写真（例） P 36～
- ・住宅改修の承諾書 P 42
- ・介護保険住宅改修工事変更届 P 43
- ・介護保険住宅改修中止更届 P 44
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 完了報告書 P 45

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	
			被保険者番号	
生年月日	年 月 日	性別	男・女		
住所	〒 電話番号 ()				
住宅の所有者	本人との関係 ()				
改修の内容、 箇所及び規模			業者名		
			着工日	年 月 日	
			完成日	年 月 日	
改修費用	円				
口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店支	種目	口座番号
	金融機関コード		店舗コード	1 普通預金
	2 当座預金
	フリガナ 口座名義人			3 その他
千歳市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 電話番号 () 氏名 本人との関係					

注意 1 この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

2 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

※以下は記入しないでください。

領収書確認欄	改修状況確認欄	決	課長	係長	係	保険給付額
		裁				円

千歳市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	■			
			被保険者番号			
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女	
住所	〒 電話番号 ()						
住宅の所有者	本人との関係 ()						
改修の内容、 箇所及び規模							
改修費用	円			着工予定月	年 月		
口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店		種目	口座番号	
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金	
		2 当座預金	
	フリガナ 口座名義人			3 その他	
千歳市長様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 また、施工事業者等に対して当該申請に係る情報を提供することに同意します。 年 月 日 住所 電話番号 () 被保険者 氏名							

当該申請書に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限を次のとおり委任します。

年 月 日

住所
電話番号 ()

委任者 氏名

事業者所在地

受任者 事業者名
電話番号 ()

代表者職氏名

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費を上記口座に振り込み願います。

注意 この申請書に、関係書類等を添付してください。
 ※以下は、記入しないでください。

領収書確認欄	改修状況確認欄(写真)	決	課長	係長	係	保険給付額(割)
		裁				円

千歳市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費 内容確認書

(事前申請用)

被保険者	被保険者番号								氏名				性別	生年月日			
													男女	明・大・昭			
														年 月 日			
住所	〒											連絡先：					
												TEL：					

箇所	種別	手すりの取付け		段差の解消		床材の変更		扉の取替え		便器の取替え	
		予定箇所	該当	予定箇所	該当	予定箇所	該当	予定箇所	該当	予定箇所	該当
1	ポーチ等										
2	玄関										
3	廊下										
4	階段										
5	台所										
6	食堂・居間										
7	寝室										
8	洗面・脱衣所										
9	トイレ										
10	浴室										
(小計)											
その他											
改修を施工する住宅の住所											
施工事業者						住所					
支援事業者等						住所					
添付書類		・見積書(内訳書) ・改修予定平面図 ・住宅改修理由書 ・居宅サービス計画(2) ・改修箇所の写真(改修前)									

以下は記入しないで下さい。

保険対象工事費用 (支給限度基準額20万円)	保険給付見込額(割)	被保険者自己負担額(割)
円	円	円

特記事項

年 月 日	受付印
被保険者 支援事業者等 各位 施工事業者	

住宅改修が必要な理由書 (P1)

<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)		要支援	要介護		
	住所			1・2	1・2・3・4・5		

作成者	現地確認日	年 月 日	作成日	年 月 日
	所属事業所			
	資格	※1		
	氏名			
	連絡先			

※1 作成者が介護支援専門員でないとき

保険者	確認日	年 月 日	評価欄
	氏名		

<総合的状況>

	福祉用具の利用状況と住宅		
	改修後の想定	改修前	改修後
利用者の身体状況	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	●その他
・ _____	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
・ _____	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書 (P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目 を具体的に記入してください。>

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックしたうえで、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け () () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	() <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりがまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	() <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の活動			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	() ()

住宅改修が必要な理由書 (P1)【記述内容】

<基本情報>

利用者	被保険者番号	0000123456	年齢	〇〇歳	生年月日	明治・大正・昭和 〇年 〇月 〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
	被保険者氏名	介護 花子	要介護認定 (該当に○)		要支援	1	要介護	2・3・4・5
	住所	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地						

作成者	現地確認日	〇年〇月〇日	作成日	〇年〇月〇日
	所属事業所	〇〇介護支援事業所		
	資格 ※1			
	氏名	〇〇 〇〇		
連絡先	000-0000-0000			

※1 作成者が介護支援専門員でないとき

保険者	確認日	年 月 日	評価欄
	氏名		

<総合的状況>

利用者の身体状況	<p>・立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。</p> <p>・屋内の移動方法（捕まらないで歩ける、つたい歩き、杖や歩行器利用等）は必ず記述する。</p> <p>・さらに、屋外に関する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。</p>	<p>福祉用具の利改修後の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いす <input type="checkbox"/> ●特殊寝台 <input type="checkbox"/> ●床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> ●体位変換器 <input type="checkbox"/> ●手すり <input type="checkbox"/> ●スロープ <input type="checkbox"/> ●歩行器 <input type="checkbox"/> ●歩行補助つえ <input type="checkbox"/> ●認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> ●移動用リフト <input type="checkbox"/> ●腰掛便座 <input type="checkbox"/> ●特殊尿器 <input type="checkbox"/> ●入浴補助用具 <input type="checkbox"/> ●簡易浴槽 <input type="checkbox"/> <p>・「その他」欄には、住宅改修に関連した介護給付対象外の福祉用具を記入する。</p> <p>●その他 <input type="checkbox"/></p> <p>・ <input type="checkbox"/></p> <p>・ <input type="checkbox"/></p> <p>・ <input type="checkbox"/></p>
介護状況	<p>・各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。</p> <p>・見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。</p>	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	<p>・利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえたうえで、客観的・総合的に記述する。</p> <p>・これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいのかを記述する。</p> <p>・具体的な改修方針や改修項目は次頁に記述する。</p>	

・福祉用具の利用状況とともに、改修後、利用が予想される福祉用具をレ点チェックする。

住宅改修が必要な理由書 (P2)【記入例】

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目 を具体的に記入してください。>

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックしたうえで、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	居室からトイレの移動は杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。 便座からの立ち上がりの際に、支持するところがないため介助が必要。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付け (トイレ 1か所) (浴室 1か所) () () () <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (台所 1か所) () () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () () <input type="checkbox"/> その他 () ()
入浴	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入(扉の開閉含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴室での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	居室から浴室への移動は「排泄」に同じ。浴室内では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	() () () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () () <input type="checkbox"/> その他 () ()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりがまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	() () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () () <input type="checkbox"/> その他 () ()
その他の活動	調理 台所での移動、姿勢保持	台所への移動は杖で何とか行けているが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難を極める。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	段差の解消を行うことで、車いすでの作業が可能になり、杖なしで長時間の作業ができるようになる。

見積書参考様式

見積書参考様式A：介護保険給付対象工事部分のみの見積 記入例

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(6)	No.1	1階洋室	壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	○	枚	□□	○○○○	
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	○	m	○○○	○○○○	
(1)				エンドキャップ	GHI社 YY456	○	個	○○○	○○○○	
(1)						○	人工	○○○	○○○○	
(1)									△△	
(3)		1階和室・DK	撤去			○○	m	□□	□□□□	対象(床)部分を大工手間比較2/3で按分
(3)			床			□	m	□□	□□□□	
(3)				フローリング張り施工費		□	人工	□□	□□□□	
(3)				1階和室・DK計					△△△△	
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存和式便器、床(タイル)撤去工事費		○○	m	□□	□□□□	便器床部分を1/3で按分
(3)	No.7		床	床:クッションフロア材	JKL社 QQ123 合板 t=12mm下地共	○	m	○○○	○○○○	
(3)				床貼り施工費		○	人工	○○○	○○○○	
(5)	No.8		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		○	人工	○○○	○○○○	
(5)	No.9		給排水工事	給排水管接続工事費		○	m	○○○	○○○○	
				階トイレ計						
				小計					○○○○	
				諸経費		○	%		△△△	
				合計					□□□□	
				消費税		8	%		○○○	
				総合計					△△△△	

材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。

材料名等は極力専門用語を避け、分かりやすい表記にする。
(例：PB ⇒ 石膏ボード、SUS ⇒ ステンレス等)

介護保険対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。

住宅改修の種類を明示する。

介護保険対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。

介護保険給付申請に係る工事については、材料費と施工費を適切に区分する。

(※1) 住宅改修の種類： (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

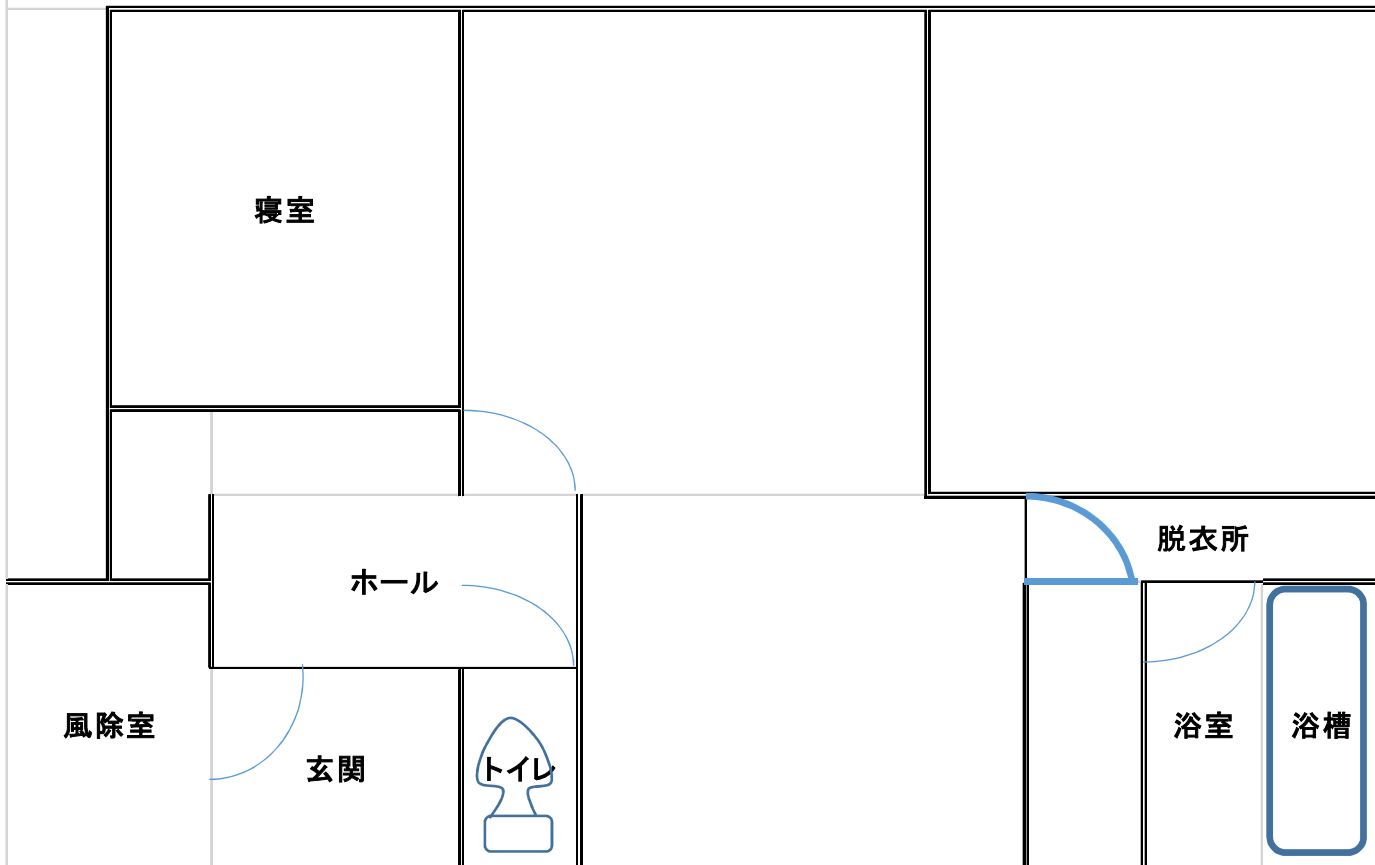
見積書参考様式

見積書参考様式B：介護保険給付対象工事を含む工事全体の見積 記入例

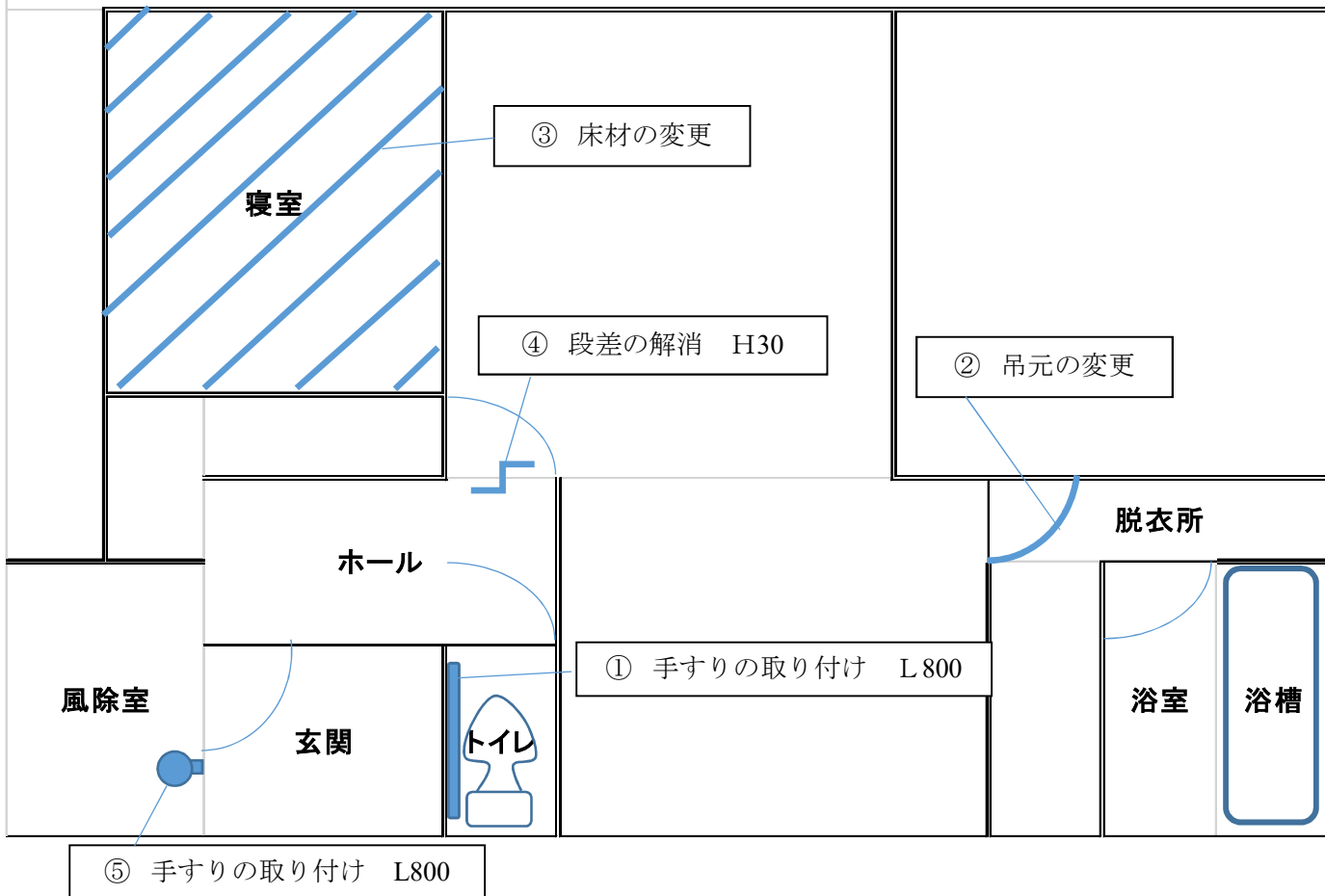
工事全体の見積										介護保険給付対象工事部分の見積及び情報			
住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			算出根拠
										数量	単位	金額	
(6)	No.1		壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	□	枚	□□	□□□□	○	枚	○○○○	手すり設置対象部分を0㎡で算出
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○○	
				同取付け施工					○○	○	人工	○○○○	
				1階洋室計					○○			△△△△	
(3)		1階和室・DK	撤去	既存壁・床					□□	□	㎡	□□□	介護保険対象部分を抽出する場合はその工事範囲を明示する。
(3)	No.3		床	フローリング					□□	□	㎡	□□□	
(3)				フローリング					□□	□	人工	□□□□	
	No.4		壁	月桃紙	軸組み、下地(PB12mm)	○		○○	○○○○				
	No.4		天井	木質ボード張り	○O製厚9mm、下地、回り縁共	○	㎡	○○	○○○○				
			家具・雑	カウンター収納棚	w=1800 h=900		m						
					同取付け、ナラ突板フラッシュ、金物オイルステン塗装済	○		○○	○○○○				
(3)				1階和室・DK計					○○○○			△	
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存壁及び洋式便器、床撤去工事費		○	㎡	○○○	○○○○	□	㎡	□□□□	便器床部分を1/3で按分
	No.5		内装・壁	天井:石膏ボード12mmの上クロス張り		○	㎡	○○○	○○○○				
(3)	No.6		内装・床	床:クッションフロア材	JKL社 QG123 合板 t=12mm下地共	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○○	
				床貼り施工費		□	人工	□□	□□□□	□	人工	□□□□	
(5)	No.7		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	1	個	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		1	人工	○○○	○○○○	1	人工	○○○○	
(5)	No.8		給排水工事	給排水管接続工事費					○○○○	○	㎡	○○○○	
				1階トイレ計					○○○○				
				小計					○○○○			○○○○	
				諸経費		○	%		○○○				
				合計					○○○○				
				消費税		8	%		○○○				
				総合計					○○○○			△△△△	

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
 (※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

平面図 (例)
改修前



改修後



◎添付写真撮影時の注意点

写真に不備があると給付の対象にならないなど、トラブルになることが予想されますので、十分ご注意ください。

- ・ **写真は必ず日付入りのもの**を添付してください。

例：日付機能入りのカメラで撮影する

日付を記入した黒板と一緒に撮影する

- ・ 改修前と改修後を同じアングルで撮影し、比較できるようにしてください。
- ・ 改修箇所に物が置いてある場合は、必ずよけてから撮影してください。

なお、改修項目ごとの注意点は以下のとおりです。

○手すりの設置

- ・ 改修前は、手すりを取り付ける壁の写真撮影し、設置予定箇所がわかるように赤ペン等で線を引いた写真を用意してください。
- ・ 改修後は、取り付けた手すりが全部写るように撮影してください。階段に手すりを設置する場合は、一枚で撮影しきれないと思われるので、何枚かに分けて撮影箇所全体の写真を撮影してください。

○段差解消の写真

- ・ 既存の床面と改修前後の段差の状況が明らかにわかるアングルで撮影してください。例えば敷居撤去の場合は、全体の写真に加えてメジャーや定規で段差の高さを測定した写真を添付してください。

○床材の変更

- ・ 床面積が広い場合は一枚で撮影しきれないと思われるので、何枚かに分けて撮影箇所全体の写真を撮影してください。
- ・ 物を置いていない状態で写真を撮影して下さい。

○扉の変更

- ・ 改修前・後ともに、扉全体（壁や戸当たりを含む）の写真を閉まっている状態と開いている状態それぞれ撮影してください。

年 月 日

住 宅 改 修 の 承 諾 書

(住宅所有者)

住 所 _____

氏 名 _____

被保険者との関係 _____

日中連絡が取れる連絡先 () _____

私は、下記表示の住宅に、(被保険者氏名) _____ が
別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたしま
す。

住宅改修を行う住宅 (所在地)

※ 承諾について、市役所から確認の電話をすることがあります。

介護保険住宅改修工事変更届

千歳市長 様

(理由書作成者)

事業所名 _____

氏 名 _____

連絡先 (電話) _____

先に提出した「住宅改修理由書」の内容に、施工段階において、軽微な変更が生じたので、下記のとおり提出します。

記

1 変更の理由 (概要)

2 変更内容の要点

改修箇所	変更前	変更目的	変更内容	備考

※「変更目的」には、以下の項目から該当するものを番号で記入してください。

- 1 自立生活支援のため 2 動作の安定、安全の確保 3 動作の容易性
4 介護の容易性 5 用具使用のため 6 その他 (具体的な目的を備考欄に記入)

3 改修内容変更の確認と同意

<p>上記住宅改修の変更内容について、説明を受け、了承しました。</p> <p style="text-align: center;">被保険者本人または家族等の署名 : _____</p>

4 添付書類

- ① 改修内容が分かる図面 ② 改修工事費見積内訳書 ③ その他関係書類

※この様式に記載しきれない場合は、独自で作成した書類を添付することも可です。

介護保険住宅改修中止届

年 月 日

千歳市長 様

(理由書作成者)

事業所名

氏 名

連絡先 (電話)

年 月 日付で通知 (住宅改修事前確認申請の結果について) を受けた住宅改修については、下記の理由により住宅改修を行わないこととなりましたので届出します。

記

1 被保険者

氏 名		被保険者 番 号																		
住 所	千歳市																			

2 住宅改修中止の理由

介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修費完了報告書

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女	
住 所	〒						
	電話番号 ()						
住宅の所有者	本人との関係 ()						
改修の内容・箇所及び規模			業者名				
			着工日	年	月	日	
			完成日	年	月	日	
改修費用	円						

千 歳 市 長 様

先に提出しました介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書に係る改修が完了したので報告します。

年 月 日

住所

被保険者 電話番号 ()

氏名

添付書類

- ・ 領収書
- ・ 工事写真
- ・ その他()

特記事項

(注意) この報告書に、領収証及び完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。

※以下は記入しないで下さい。

領収書確認欄	改修状況確認欄(写真)	決 裁	課長	係長	係	保険給付額 (割)
						円

13. 【付録】ユニットバス工事について

介護保険の住宅改修は小規模な改修を対象としています。ユニットバス工事自体が給付対象になるわけではありませんが、以下の条件を満たす場合には部分的に対象となることがあります。工事前に必ず担当ケアマネージャー等とご相談ください。

① ユニットバス工事以外の方法では問題が解決しない

特定福祉用具（浴室内すのこ・浴槽台等）の活用や、「段差の解消」、「扉の取替え」、「床材の変更」、「手すりの取付け」のいずれかの住宅改修、その他介護保険によらない安価な手段等で対応できないか十分に検討してください。

検討してもなおユニットバス以外の手段では問題が解決しないと判断した場合は住宅改修理由書に検討過程の詳細を記載してください。

② ユニットバス全体の工事費用を適切に按分して保険対象分を算出できる

住宅改修の対象となる可能性があるのは「浴槽」「扉」「床」「手すり」です。

このうち、**住宅改修が必要な理由がある部分**が給付の対象となります。

対象部分	改修の種類	対象となる理由の例
浴槽	段差解消	浴槽を跨ぐ動作が困難であるため、高さの低い浴槽に取り替えたい。
扉	扉の取替え	握力が弱く、扉を開けることが困難であるため引き戸から折り戸に取り替えたい。
床	床材の変更 段差解消	転倒防止のために、滑りにくい床材に変更したい。
手すり	手すりの取付け	(通常の住宅改修と同様です)

【居宅介護住宅改修費及び介護予防在宅改修費の支給について 平成12年3月8日老企第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知】

3（3）住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。

(1) 提出書類について

事前申請の際、**通常書類(p17)に加えて**、下記の書類も提出してください。

- ・ユニットバスのカタログ（品番、仕様、図面、標準価格の記載があるもの）
- ・ユニットバス販売元メーカーが作成した内訳書（按分の根拠資料）

※書類に不備がある場合、給付できないことがあるため、内容の精査をお願いします。

(2) ユニットバス工事住宅改修事前申請までの流れ

① 本人の身体状況等の状況から、ユニットバスの工事費のうち介護保険の対象となる部分を判断する。

ケアマネージャー及び施工事業者



② ユニットバス本体の価格を部分別（浴槽・扉・床・手すり・壁・天井・器具・その他）に按分し、内訳書を作成する。

ユニットバス販売元メーカー（以下「メーカー」という）



③ メーカーが作成した内訳書をもとに、介護保険の対象分と対象外分を適切に按分し、見積書及び工事費内訳書を作成する。

施工事業者



④ 必要書類を用意して、市に事前申請を行う。

ケアマネージャーまたは施工事業者

※「6.手続きの流れ(p15)」も参考にして申請準備を進めてください

※写真については対象部分だけではなく、ユニットバス全体がわかる写真も提出してください。

※事前申請後の手続きについては通常の住宅改修と同じです。

①本人の身体状況等の状況から、ユニットバスの工事費のうち、介護保険の対象となる部分を判断する。

(ケアマネージャー及び施工事業者)

入浴に係る動作について現状の問題点を特定し、ユニットバス工事を行うことで問題の解消に繋がるかどうかアセスメントしてください。その結果から、介護保険適用の可否、ユニットバス工事全体のうち「浴槽」「扉」「床」「手すり」のどの部分が対象となるかを判断してください。

どの部分が対象となるかについては今後の手順にも関わる事項ですので、必ずケアマネージャー・施工事業者間で情報共有しながら進めてください。

② ユニットバス本体の価格を部分別（浴槽・扉・床・手すり・壁・天井・器具・その他）に按分し、内訳書を作成する。

(メーカー)

通常、ユニットバスの本体価格は一式価格で表示されることから、それだけでは部分別の価格が不明のため、住宅改修の申請ができません。

住宅改修の申請を行うには、一式価格を部分別に按分する必要があるため、施工事業者はメーカーに要件を満たした内訳書の作成を依頼してください。要件を満たす内訳書を作成できない場合は介護保険の給付を受けることができません。

《内訳書の例》

		材料費内訳書		株式会社△△	
		標準価格合計		見積価格合計	
カタログの価格と一致していること (オプション価格は含まない)		〇〇〇〇	750,000	標準価格とオプション を区分して内訳を算出	1,000,000
ユニットバス本体価格の部分 別に内訳を算出					
		標準価格	オプション	見積価格	
介護保険対象	浴槽	150,000	40,000	190,000	
	ドア	50,000	10,000	60,000	
	床	200,000	50,000	250,000	
	手すり	0	30,000	30,000	
介護保険対象外	壁	125,000	0	125,000	
	天井	50,000	20,000	70,000	
	器具	100,000	100,000	200,000	
	その他	75,000	0	75,000	

《内訳書の審査要件》

- ・ ユニットバス販売元メーカーが作成していること
- ・ 標準価格とオプション価格がそれぞれ部分別（浴槽・扉・床・手すり・壁・天井・器具・その他）に適切に区分されていること
- ・ 標準価格合計（オプションを除いた価格）がカタログに掲載されている標準小売価格と一致すること
- ・ 標準価格とオプション価格の合計が見積価格合計と一致すること

③ メーカーが作成した内訳書をもとに、介護保険の対象分と対象外分を適切に按分し、見積書及び工事費内訳書を作成する。

(施工事業者)

メーカーが作成した本体価格の内訳書をもとに、施工事業者が要件を満たす見積書及び工事費内訳書を作成してください。要件を満たす見積書及び工事費内訳書を作成できない場合は介護保険の給付を受けることができません。

《見積書の例》

見積書

〇〇 〇〇 様 被保険者名をフルネームで記載 株式会社〇〇〇

住所：千歳市〇〇町〇丁目〇番〇号

御見積金額：1,100,000円

品名・名称	型式・仕様	数量	単位	金額	備考
ユニットバス本体	〇〇1616サイズ	1	台	450,000	工事費内訳書の材料費小計と一致
オプション		1	式	150,000	
ユニットバス組立費	〇〇1616サイズ	1	式	100,000	
給排水工事		1	式	100,000	
電気工事		1	式	150,000	
諸経費		1	式	50,000	
小計				1,000,000	
消費税		10	%	100,000	
合計				1,100,000	工事費内訳書の合計と一致

《見積書の審査要件》

- ・ 施工事業者が作成していること
- ・ 被保険者名がフルネームで記載されていること
- ・ 見積書の見積金額合計が工事費内訳書の合計と一致すること

《工事費内訳書の例》

住宅改修工事費内訳書

給付対象分費用のみを適切に区分し記載

番号	部屋名	部分	改修の種類	改修内容 (部材・仕様等)	改修費用			対象部分費用			算出根拠
					数量	単位	定価 金額	数量	単位	金額	
材料費	1	浴室	浴槽	段差の解消	1	式	190,000 114,000	1	式	114,000	見積価格の60%
	2	浴室	床	床材の変更	1	式	250,000 150,000	1	式	150,000	〃
	3	浴室	扉	扉の取替え	1	式	60,000 36,000	1	式	36,000	値引きの根拠を記載
	4	浴室	手すり	手すりの取付	1	式	30,000 18,000	1	式	18,000	〃
	5	浴室	壁 天井 器具 その他	介護保険対象外	按分計算により算出された全体の施工費を記載	1	式	470,000 282,000			0
				(材料費小計)			1,000,000			600,000	
				※ユニットバス取付施工費			100,000			100,000	
				750,000 × 10% = 75,000 (全体の施工費)							
施工費		浴室	浴槽	段差の解消 (浴槽)				1	式	11,250	75,000 × 15%
		浴室	床	床材の変更	按分計算により算出された部分別の施工費を記載 ※部分別に区分された実費の方が低い場合はその額を記載			1	式	15,000	75,000 × 20%
		浴室	扉	折戸への変更				1	式	7,500	75,000 × 10%
		浴室	手すり	手すりの取付	手すりの施工費は実費を記載			0.2	人工	1,825	9,120 × 0.2人工
		浴室	手すり	手すりの取付				0.2	人工	1,825	9,120 × 0.2人工
				諸経費			300,000			300,000	0
				小計			1,000,000				355,400
				消費税			100,000				35,540
				合計			1,100,000				390,940

《工事費内訳書の審査要件》

- ・ 施工事業者が作成していること
- ・ 一式価格から値引きをする場合、その値引きの根拠が記載されていること
- ・ 施工費は実費及び按分計算により算出される費用がどちらも記載されていること
- ・ 合計金額が見積書と一致すること
- ・ 介護保険対象分を適切に区分できていること

材料費の値引きを行う場合の計算について

本体価格に対して値引きを行う場合、当該値引きは一式価格に対しての値引きであることから、部分別にそれぞれ異なる値引き率を採用することはできません。（値引き率が異なる場合は介護保険の給付を受けることができません）

例) 一式価格100万円のユニットバスを60万円で施工する場合

正しい計算方法

各部分の値引き率（施工価格/定価）が均一となっている

	定価	施工価格	施工価格/定価
浴槽	190,000	114,000	60%
ドア	60,000	36,000	60%
床	250,000	150,000	60%
手すり	30,000	18,000	60%
介護保険対象外	470,000	282,000	60%
天井	1,000,000	600,000	60%

誤っている計算方法（介護保険の給付を受けられません）

部分ごとに値引き率が異なる

	定価	施工価格	施工価格/定価
浴槽	190,000	152,000	80%
ドア	60,000	48,000	80%
床	250,000	200,000	80%
手すり	30,000	24,000	80%
介護保険対象外	470,000	176,000	37%
天井	1,000,000	600,000	60%

施工費について

①按分計算による施工費の算出

按分計算により算出される工事全体の施工費は、次の式により算出されます。

$$\text{（メーカー作成の内訳書）標準価格合計} \times 10\%$$

※標準価格はオプションを含まない価格

さらに、これを以下の割合で部分別に按分します。

施工費の按分率

介護保険対象	床	浴槽	扉
按分率	20%	15%	10%

介護保険対象外部分	壁	天井	器具	その他
按分率	20%	15%	10%	10%

例) 標準価格合計が75万円のユニットバス工事の施工費按分

工事全体の施工費 (標準価格合計×10%)

$$750,000\text{円} \times 10\% = 75,000\text{円}$$

部分別の施工費 (工事全体の施工費×部分別の按分率)

床 : $75,000\text{円} \times 20\% = 15,000\text{円}$

浴槽 : $75,000\text{円} \times 15\% = 11,250\text{円}$

扉 : $75,000\text{円} \times 10\% = 7,500\text{円}$

壁 : $75,000\text{円} \times 20\% = 15,000\text{円}$

天井 : $75,000\text{円} \times 15\% = 11,250\text{円}$

器具 : $75,000\text{円} \times 10\% = 7,500\text{円}$

その他 : $75,000\text{円} \times 10\% = 7,500\text{円}$

②手すりの施工費

手すりは、通常の住宅改修で取り付ける際と同様の取扱いをします。按分計算を行う必要はありません。実費で計上してください。

③対象となる施工費

施工費は、原則「①按分計算による施工費の算出」で計算した費用を介護保険の給付対象とします。

ただし、施工費の実費を部分別に区分することが可能で、かつその価格が按分計算による施工費よりも低い場合は、施工費の実費を給付対象とします。